

こども家庭庁(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 (支障の原因となっている規定等)	制度の所管 -関係府省庁	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
163	B地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	児童手当制度の支給対象となる児童について、同一世帯で生計を一にし、監護している場合には、養子縁組を結ばずとも支給対象として算定することを求める。	児童手当制度において、養子縁組の有無により支給要件となる児童に該当するかどうかが決まられている。父母同士が再婚し、同一世帯に子が3人おり、生計を一にしているが、養子縁組を行っていないことを理由に第3子加算の対象とすることができなかった事例があった。その一方で、養子縁組を行っていない18歳年度末を経過した後22歳年度末までの配偶者の子については、第3子以降算定額算定対象となる取扱いが示されている。児童手当の支給目的である家庭における生活の安定に寄与するものとなっていない。また、上記のように子の年齢に応じて取扱いが異なることは是正すべきであると考ええる。	妻の継子(夫と養子縁組をしていない)が2人、現夫との子が1人いる世帯から、本市に対して意見をいただいた。夫が受給者となった場合は、支給要件児童は妻との子1人のみとなり、妻の継子(夫と養子縁組をしていない)2人については妻が受給者となる。通常、子3人を養育していれば第3子以降加算として3人目の支給額が増加するが、上記状況の場合は第3子以降加算の対象とはならない。つまり、同一世帯であったとしても、養子縁組の有無によって3人の子を養育する他世帯と支給額が異なることになり、養子縁組していない場合は、支給額が少なくなる。子を3人養育しているにも関わらず、養子縁組を行っていないことのみを理由に加算を受けられないのは生活の実態に即していない。子が中学生年代だと養子縁組により苗字を変更することには抵抗がある場合がある。	養子縁組の有無を問わず、同一世帯内で3人以上の子を養育している受給者は、一律に第3子以降加算額が反映された支給を受けるようにすることで、世帯の生活実態に即した支給を行うことができる。	児童手当法第6条【20220719版】児童手当Q&A問1-8、1-9	こども家庭庁	熊本市	花巻市、多賀城市、館林市、浜松市、豊橋市、西宮市、養父市、六栗市	<p>○所得状況上、養子縁組している子としていない子で受給者が異なる場合がいくつかあり、受給者変更する際にトラブルになったことがある。</p> <p>○児童手当制度において、当市でも養子縁組(予定も含む)の有無により受給者を決定している。本提案のとおり同一世帯・同一生計について支給対象として算定することは業務の円滑化につながるものと考えられる。18歳年度末までの子の取り扱いと18歳年度末経過後22歳年度末までの子についての取り扱いが異なることについては、分かりやすい制度運用の観点からは是正の余地はあると考ええる。</p> <p>○提案が実現することにより、世帯の実態に即した手当の支給が可能となる。</p>	<p>父母の片方と再婚した者であっても、子との関係において養子縁組を行っていない場合には、戸籍上児童との関係においては同居人に過ぎないことから、父母等と同様に扱ふことはできない。仮に養子縁組を行わず、同居していることをもって支給対象者と認める場合、養育する実親が存在するにもかかわらず同居人に過ぎない親等以外の者が養育することについての正当性・責任性を担保する必要がある。</p> <p>さらには、当該同居人と支給対象児童との監護生計関係の確認、前述の正当性・責任性の証明など、自治体においても相当な負担を強いることとなる。</p> <p>また、第三子以降算定額算定対象者については、年齢上当該者に一定以上の収入等がある場合などが想定されることであり、児童と同様の生計要件を置いてしまうと、適度に対象が狭くなってしまふことから、親等の生計費の負担という異なる定義を置いている。これは、第三子以降算定額算定対象者が直接児童手当の支給対象ではないことや児童の年齢の実態に着目した違いであり、異なる定義である以上は基準が異なってしまうこともやむを得ないものである。</p> <p>なお、児童手当Q&amp;A集(令和7年3月28日版)の問1-7において、父と母が婚姻関係にあり、その児童について実子と全く同様、その生計を支え、監護しているような場合で、共同して養子縁組の届出をすれば受理することができる場合などには、実態に着目して、受給資格者との間の要旨縁組の意思の合致に基づいて、実子と同様に扱ふてよい旨をお示ししているところ。</p>	
225	B地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	施設型給付に係る主任保育士専任加算、施設機能強化推進費加算等の要件に及び施設機能強化推進加算等に係る要件緩和を求めるもの。具体的には、延長保育事業の交付金に係る要件を事業体制がとれていれば可とするもの。	主任保育士専任加算や施設機能強化推進費加算等を受ける場合には、①延長保育事業、②一時預かり事業、③病児保育事業、④乳児が3人以上利用、⑤障害児が1人以上利用の中で複数の事業等を実施していることが加算の対象となっている。しかしながら、人口減少等が著しい過疎地域に立地する施設では、子育て世代の減少に伴い未就学児童の数も激減している状況下にある。特に延長保育事業については、「開所時間を超過して30分以上の延長保育を実施しており、延長保育時間内の平均対象児童数が1人以上いること」が要件となっているが、開所時間を超過して延長保育を実施しているものの、利用者の減少や都市部に比べて保護者の通勤に時間がかからないことが多いため、「30分以上」かつ「平均対象児童数が1人以上」の要件を満たすことは困難な状況になっている。なお、延長保育は保護者の事前申告がなく、突発的に発生する可能性があり、利用実態がなくとも、延長保育が可能な体制を整えておく必要がある。	過疎地域に立地する施設から、延長保育事業を実施していたとしても、利用者がいないことにより要件を満たさないのはおかしいと意見があった。	現行の延長保育事業の要件は子ども子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているものであるが、実施体制が整えられていることに要件緩和をすることで、人口減少が著しいなどの条件下にある過疎地域に所在する教育・保育施設がより加算を受けやすくなり、施設運営の安定化や防災機能の強化等が図られる。	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	こども家庭庁	都城市	花巻市、ひたちなか市、養父市、熊本市、大分市	<p>○延長保育という事業の特殊性を考えると、「月平均対象利用児童が1人以上」という要件を必須とせず、保育が可能な体制を整えておくことで要件を満たすこととしてほしい。</p> <p>○当市では、現時点で支障となる事例は発生していないものの、延長保育事業の利用児童数は減少傾向となっている。今後過疎地域以外においても少子化やテレワーク等の柔軟な働き方の普及等、要件を満たすことが困難となる可能性がある。特に利用定員が比較的少ない保育施設において、延長保育事業以外の事業を複数実施することは保育士等の確保においても困難が多いことから、延長保育事業の要件緩和は必要と考える。</p>	<p>主任保育士専任加算については、留意事項通知に定める事業等を複数実施する施設に加算することとしている。</p> <p>令和8年度より、「こども庁でも通園制度」が全国実施されることに伴い、当該加算の事業に乳児等通園支援事業を実施することから、当該要件も活用いただき、主任保育士専任加算の取得をご検討いただきたい。</p> <p>施設機能強化推進費加算についても留意事項通知に定める事業等を複数実施する施設に加算することとした。</p> <p>令和8年度予算案においては、保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、複数事業実施の要件を廃止する見直しを行うこととしている。</p>	

こども家庭庁(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 (支障の原因となっている規定等)	制度の所管 ・関係府省庁	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
284	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等における定員超過減算について、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は公定価格の減額調整要件を直前の5年間に据え置くよう、見直しを求める。	全国の待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少していることから、国において、定員超過減算の要件を、従来までの連続する5年間で2年間に令和7年度から変更するとされた。当市では、待機児童及び入所保留児童が発生しているため、施設整備を行い、定員を増やしたが、本年も待機児童が発生している状況であり、引き続き待機児童解消に向けた取組を行う必要がある。当然に、保育需要の充足のためには施設整備が重要であるとともに良好な保育環境の確保に向けて定員数の見直しの指導にはあるものの、このような状況下で弾力的措置を縮小すれば、現在、定員数に対して弾力的に受入を行っている施設では、定員超過減算を避けるために新たな受入を制限せざるを得ず、保育の供給量が低下し、結果的に新たな待機児童を生み出すことになる。さらに、待機児童対策において弾力的措置を縮小し施設整備に重心をおくことは、地方公共団体に過大な財政負担を強いるだけでなく、全国的に少子高齢化が加速し保育需要が徐々に低下していくことが見込まれる状況下では極めて現実的ではなく、将来的に保育供給過多によって利用者が減少し、健全な運営が困難になる施設や使用されなくなる施設が発生することが見込まれる。また、定員超過減算を受けない施設が、児童福祉法第24条第5項、第6項に規定する措置入所をすることで、定員超過減算を受ける場合、措置入所ができない可能性もある。このことから、現在の保育需要を充足しながら、地方公共団体に過度な負担を強いることなく良好な保育環境を将来的にも提供するためには、保育の需要と共有のバランスが均衡するまでは、弾力的な措置を継続することが必要である。	—	新たな待機児童発生時の未然防止、現在と将来の安定的かつ良好な保育環境の整備、地方自治体の保育行政における過度な財政負担の抑制を図ることが可能となる。	全国こども政策関係部局長会議資料(令和7年1月)	こども家庭庁	茨木市	花巻市、海老名市、小牧市、寝屋川市	〇当市においても、待機児童及び入所保留児童が発生しているため、施設整備を行い定員を増やしたが、弾力運用の経過年数が短縮されたことにより、受け入れ控える保育施設が増加し、本年度も年度途中に待機児童が発生見込み状況である。	定員超過減算については、平成28年の待機児童解消に向けた緊急対策により、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合は減額調整の要件を、①直前の連続する5年間常に利用定員を超え、かつ、②各年度の年間平均在所率が120%以上であること、としていた。定員超過減算は、定員区分を利用定員に相当する区分に見直した場合に適用される単価との差を減額するためのもので、本来あるべき単価の水準に戻す措置であるが、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、①の「5年間」の期間を、平成28年の緊急対策より前と同様の「2年間」とした。ただし、過去3か年の4月1日時点で待機児童がいた地方公共団体に所在する施設は1年間の経過措置期間を設け、令和8年度から実施することとしていたところであり、ご理解いただくようお願い申し上げます。

こども家庭庁(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 (支障の原因となっている規定等)	制度の所管 -関係府省庁	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
324	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	保育施設 の栄養士 等及び調理 員の配置 基準等の 見直し	①現在、保育所においては栄養士又は管理栄養士の配置が義務付けられておらず、一部の保育所では栄養士等の配置のないものもある。継続的に個々の児童の発育や健康に資する指導や食事の提供、食育を継続的に行える環境を整えるため、法令における人員配置基準を見直すとともに公定価格上の栄養管理加算を強化する。 ②こども家庭庁からの留意事項通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について)において据え置かれる調理員の配置基準を、国の通知(児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について)において求める一人一人の子どもの発育状況に応じた食事の提供ができるような配置基準に見直し、質の高い保育の提供ができるようにするとともに、保育所等が必要な調理員の人数を配置できるようにするため、施設独自に加配を行う場合に加算等で評価すること等、調理員の確保のための保育施設への財政支援を行う。	国の通知等においては、一人一人の子どもの心身の状態に応じた食事の提供を求めている。実際に、共働きの一般化による保育所利用児童の増加や外国籍児童等の利用児童の多様化により、アレルギー対応等の給食等の食事における個別対応の重要性が増し、より専門的な知識とスキルが必要となっている。また、栄養士、調理員等の業務は、アレルギー対応や調理だけでなく、離乳食への対応、衛生管理、食育の推進に資する指導や食事の提供、食育を継続的に行える環境を整えるため、法令における人員配置基準を見直すとともに公定価格上の栄養管理加算を強化する。 ②こども家庭庁からの留意事項通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について)において据え置かれる調理員の配置基準を、国の通知(児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について)において求める一人一人の子どもの発育状況に応じた食事の提供ができるような配置基準に見直し、質の高い保育の提供ができるようにするとともに、保育所等が必要な調理員の人数を配置できるようにするため、施設独自に加配を行う場合に加算等で評価すること等、調理員の確保のための保育施設への財政支援を行う。	保育施設の関係者から、調理員の配置基準が長らく見直されておらず、アレルギー対応や離乳食への対応など現代課題への対応に見合わない基準となっており、負担が大きく給食の個別対応が困難との意見が寄せられている。	①多様な児童の生活状況や発達(栄養)状態に応じた食事の提供により、アレルギー対応、衛生管理が強化されるだけでなく、食事を通じた個々の子どもの発育や健康が確保することができる。 ②保育施設における調理員の業務負担が軽減され、質の高い給食提供が可能になるとともに、保育施設に必要な調理員の確保につながる。	児童福祉法第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(こども家庭庁 成育局長、文部科学省初等中等教育局長 通知)、保育所保育指針	こども家庭庁	指定都市市長会	札幌市、花巻市、三鷹市、浜松市、小牧市、養父市、奈良県、大村市、大分市	○②の措置内容について、当市では、市独自の補助事業として、平成29年度から市内の私立認可保育施設に対して、利用定員が91人以上の施設において、公定価格の基準を土回る調理員を配置している場合の調理員に係る人件費の補助を行っている。調理員の配置改善については、こどものアレルギー除去食や0歳児の入園に伴う離乳食の調理等に対して安全・安心な給食の提供に対応するため、市内の保育関係団体からも改善が要望されている。 ○近年、アレルギー児童の増加、食による事故の発生、食の形態の多様化により、教育・保育施設において対応食の作成や配膳等の業務が増加している。教育・保育施設が調理員を加配する場合、他の加算や補助事業がない限り、自己負担で調理員を雇用することになるが、安心・安全な食の提供のために加配せざるを得ない状況となっている。このような状況に早急に対応する必要があると判断し、令和7年度より市単独事業として、教育・保育施設において配置基準を超えて調理員を加配した場合に人件費を補助することとした。施設の安定的な運営、人員が確保されることによる調理員の負担軽減、安心・安全な食の提供による児童の健全な成長を図るため、国の配置基準の見直し及び財政支援を求める。 ○アレルギー児や離乳食、医療的ケアが必要な児、ハラール食など、提供する食事が多様化するとともに、一人一人の発育・発達に応じた対応が必要となり、より専門的な知識とスキルが重要視される。県内の児童福祉施設(特定給食施設)では、管理栄養士又は栄養士の配置が48.6%(令和4年度衛生行政報告例)と他施設種別比に比べ低く、特に保育施設では管理栄養士・栄養士の配置は義務付けられていないことに起因している。管理栄養士・栄養士が施設に配置されていない場合は、市町村栄養士等への助言を仰ぐことができるが、管理栄養士・栄養士が配置されていない市町村もあり、助言を求めることも困難な状況にあり、栄養士等の配置のないまま継続的に個々の児童の発育や健康に資する指導や食事の提供、食育を継続的に行っている状況。保育施設関係者からは、多様な児に応じた食事を提供するために、現在の調理員配置基準では、負担が大きく個別対応が困難との意見があった。アレルギー児や離乳食、医療的ケアが必要な児(胃瘻によるミキサー食など)、ハラール食など配慮が必要な児を受け入れる機会が増えていることから、より安心・安全な食事提供を行い、食中毒や事故等の防止を図る必要がある。	栄養士の基準化及び栄養管理加算の拡充については、安定財源の確保等と合わせて引き続き検討してまいります。 なお、調理員については、定員20人以上の保育所及び②認定こども園の基本分単価に含められているところ、令和8年度予算案において、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調整員(非常勤職員)を配置するための費用を算入することとしている。

こども家庭庁(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 (支障の原因となっている規定等)	制度の所管 -関係府省庁	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
389	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	児童扶養手当の認定要件の弾力化	児童扶養手当は、現況届により前年の所得に応じて支給額が認定されているが、親の入院や失業などで収入が激変しても翌年の現況届まで手当額の改定がされず生活に窮する場合がある。親の入院や失業など特別な事情がある場合には手当額の改定の請求が可能とするなど制度の弾力化を行うこと。	ひとり親家庭は一人の親が収入や子育てを担っているケースが多く、当該親の突然の入院や失業などで収入が激変してしまうなど家庭が不安定な状況になるリスクが高い。一方で、児童扶養手当は、災害などの域外におつた場合を除き、前年の所得(1月～9月の場合は前々年)に応じて認定等がされており、就業による収入が激変した場合は生活を維持することが難しくなる。また、新規の認定の場合には、児童扶養手当の受給を要件とした支援(地方単独の医療費助成など)受けられず、さらに生活が困窮することが懸念される。(新規認定例)令和7年4月にケガをきっかけに失業し、収入が激変した場合→令和8年11月分から令和7年の所得で認定した額(額改定例)令和7年4月にケガをきっかけに収入が激変した場合→令和8年11月分から令和7年の所得で認定した額	ひとり親家庭との意見交換では、親が急な病気やけがで入院になったときの支援の充実や家計が急激に変化したときの経済的支援を求める声が多い。	ひとり親家庭では、一人の親が家庭を支えていることも多いが、急激な家計の変化に対する支援が充実することで、こどもも親も安心した生活を継続することが可能となる。	児童扶養手当法第9条～第12条	こども家庭庁	福井県	花巻市、館林市、川崎市、滋賀県	○ひとり親家庭は、経済的不安のリスクを抱えていることから、急激な家計の変化があった場合の所得調査方法は、柔軟な対応が必要である。 ○当市においても、所得審査の対象となる期間に対し、受給者から疑義の申し立てがあった。	児童扶養手当の額改定の仕組みについては、他の公的支援制度における所得把握の仕組みも踏まえて総合的に検討する必要がある。例えば、病気や失業に起因する急激な家計変動の場合には、各種社会保険制度等の活用も考えられるところ。そのため、児童扶養手当額の改定方法の弾力化については、児童扶養手当の趣旨や他制度との関係、財源等の課題のほか、額改定の改定に伴う自治体の事務負担の増大等の懸念から困難である。
391	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	地域少子化対策重点推進交付金「結婚新生活支援事業」について、結婚新生活支援事業に活用してもらうための、全国一律で定められている世帯所得の要件を緩和することを求める。	令和6年から、「結婚新生活支援事業」を活用し、新婚世帯等の経済的負担を軽減するとともに、当市への移住・定住を促進することを目的に、引越費用の補助を開始した。こうした中、申請相談はありつつも合計所得を理由に申請できないケースが多くあり、その要因として、次の点が上げられる。 ・全国的に晩婚化が進行しており、平均初婚年齢が男女共に上昇傾向にある。 ・神奈川県や東京都などの都市部は地方と比べ平均年収が高い状況である。 ・近年の物価高騰や経済環境の変化に伴い、平均年収が上昇傾向にある。 ・平均初婚年齢や平均年収などを参考に試算すると夫婦の所得が500万円を超える可能性が高い。また、都市部では、本事業の対象となる居住に関する費用は高騰しており、地方と比べても物価が高いことから本事業を活用する効果は高いと考える。	実施にあたり、約5,000枚のチラシを窓口や不動産協会等に配布しているが、補助条件を見て断念しているケースも想定され、令和6年度の交付実績は28件と極めて少ない状況となっている。	より多くの新婚世帯等に補助し、結婚に伴う経済的負担を軽減することで、平均初婚年齢の引き下げや婚姻件数の増加が見込まれる。また、若者が結婚について前向きに捉えるきっかけにもつなげることができる。	地域少子化対策重点推進交付金交付要件、地域少子化対策重点推進交付金実施要領	こども家庭庁	相模原市	花巻市、豊田市、大阪府、高知県、福岡県、佐賀県	○令和6年度の交付実績は29歳以下・182件、30～39歳・88件(合計270件)と、29歳以下の申請数に対し、30代の申請割合が半分以下の状況となっており、世帯所得の緩和をすることで、30代の申請の増加に繋がることが考えられる。 ○国では、結婚新生活支援事業について、所得要件や年齢要件の緩和、補助上限額の拡充を数度行ってきたり、それとともに、同事業に取り組み自治体も増え、受給者も増えている。引き続き所得要件の緩和をお願いしたい。 ○当市においては、提案団体と同様の背景のほか、結婚を契機とした若者世代の転出や出生率の低下が喫緊の課題となっている。このため、交付対象世帯の見直し(交付対象となる年齢の引き上げ、所得制限の緩和など)が必要である。また、出産期においても補助対象とするなどの拡充をお願いしたい。	令和8年度においては交付対象世帯の拡充には至らなかったが、引き続き世帯所得の動向等を踏まえながら、検討を行ってまいりたい。	